

○基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（下線の部分は変更部分）

変更案	現行																																																																								
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数 各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ テレビジョン放送 (ア) 470MHzを超え710MHz以下の周波数を使用する地上系によるもの 中央の周波数473.142857+6iMHz(iは0から49までの整数)に対応するチャンネル番号は、13+i (イ)・(ウ) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3~11 (略)</p> <p>第2~第4 (略)</p> <p>第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等</p> <p>1 日本放送協会の放送 (1) 総合放送(広域放送)</p>	<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数 各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ テレビジョン放送 (ア) 470MHzを超え710MHz<u>770MHz</u>以下の周波数を使用する地上系によるもの 中央の周波数473.142857+6iMHz(iは0から49までの整数)に対応するチャンネル番号は、13+i (イ)・(ウ) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3~11 (略)</p> <p>第2~第4 (略)</p> <p>第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等</p> <p>1 日本放送協会の放送 (1) 総合放送(広域放送)</p>																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送対象地域</th> <th colspan="3">親局</th> <th colspan="3">中継局</th> </tr> <tr> <th>送 信 場 所</th> <th>周波数 (チャンネル番号)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> <th>送 信 場 所</th> <th>周波数 (チャンネル番号)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">関東広域圏 (注)</td> <td rowspan="4">東京</td> <td rowspan="4">27</td> <td rowspan="4">10</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(東京)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新島</td> <td style="text-align: center;"><u>35</u></td> <td style="text-align: center;">0.03</td> </tr> <tr> <td>八丈</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">0.01</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 総合放送(広域放送)を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。</p>	放送対象地域	親局			中継局			送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	関東広域圏 (注)	東京	27	10	(略)			(東京)			新島	<u>35</u>	0.03	八丈	40	0.01	(略)							<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送対象地域</th> <th colspan="3">親局</th> <th colspan="3">中継局</th> </tr> <tr> <th>送 信 場 所</th> <th>周波数 (チャンネル番号)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> <th>送 信 場 所</th> <th>周波数 (チャンネル番号)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">関東広域圏(注1)</td> <td rowspan="4">東京</td> <td rowspan="4">27</td> <td rowspan="4">10</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(東京)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新島</td> <td style="text-align: center;"><u>27</u> <u>35</u></td> <td style="text-align: center;">0.03</td> </tr> <tr> <td>八丈</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">0.01</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 総合放送(広域放送)を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。</p> <p>(注2) <u>周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。</u></p>	放送対象地域	親局			中継局			送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	関東広域圏(注1)	東京	27	10	(略)			(東京)			新島	<u>27</u> <u>35</u>	0.03	八丈	40	0.01	(略)						
放送対象地域		親局			中継局																																																																				
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)																																																																			
関東広域圏 (注)	東京	27	10	(略)																																																																					
				(東京)																																																																					
				新島	<u>35</u>	0.03																																																																			
				八丈	40	0.01																																																																			
(略)																																																																									
放送対象地域	親局			中継局																																																																					
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)																																																																			
関東広域圏(注1)	東京	27	10	(略)																																																																					
				(東京)																																																																					
				新島	<u>27</u> <u>35</u>	0.03																																																																			
				八丈	40	0.01																																																																			
(略)																																																																									

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
岩手県	盛岡	14	1	宮古	14	0.02
				一関	23	0.025
				釜石	14	0.03
				(略)		
茨城県	水戸	20	0.3	高萩	47	0.01
				筑波	49	0.02
				かずみがうら	31	0.01
				(略)		

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)
全国	(略)		
	(岩手)	13	1
	盛岡	13	0.02
	一関	37	0.025
	釜石	13	0.03
	(略)		
	(茨城)	13	0.3
	水戸	39	0.01
	高萩	48	0.01
	かずみがうら		
(略)			
(東京)	48	0.03	
新島			
八丈	38	0.01	
(略)			

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
岩手県	盛岡	14	1	宮古	14	0.02
				一関	57	0.025
				釜石	23	0.03
				(略)		
茨城県	水戸	20	0.3	高萩	47	0.01
				筑波	49	0.02
				(略)		
				(略)		

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、一関を送信場所とする中継局にあっては、上段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成25年3月31日までに限る。

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)
全国	(略)		
	(岩手)	13	1
	盛岡	13	0.02
	一関	55	0.025
	釜石	37	0.03
	(略)		
	(茨城)	13	0.3
	水戸	39	0.01
	高萩		
	(略)		
(東京)	26	0.03	
新島	48		
八丈	38	0.01	
(略)			

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

2 放送大学学園の放送 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	21 22 23 24 25	10	(茨城)	14 15 17 18 19	0.3
				水戸	35 38 41 44 46	0.01
				高萩	38 40 41 46 50	0.01
				かすみがうら	(略)	
	(東京)			新島	42 43 45 51 52	0.03
				八丈	30 32 34 37 39	0.01
				(略)		

(略)

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 ┆ 宮城県	(略)					
秋田県	秋田	21 29 35	1(注2)	能代 ┆ 鷹巣	(略)	
山形県 ┆ 千葉県	(略)					
東京都	東京	16	3	新島	50	0.03
				八丈	41	0.01
神奈川県 ┆ 沖縄県	(略)					

2 放送大学学園の放送 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	21 22 23 24 25	10	(茨城)	14 15 17 18 19	0.3
				水戸	35 38 41 44 46	0.01
				高萩	35 38 41 44 46	0.01
				(略)		
	(東京)			新島	21 22 23 24 25 42 45 51 43 52	0.03
				八丈	30 32 34 37 39	0.01
				(略)		

(略)

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 ┆ 宮城県	(略)					
秋田県	秋田	21 29 35	1(注2)	能代 ┆ 鷹巣	(略)	
山形県 ┆ 千葉県	(略)					
東京都	東京	20 16	3	新島	20 50	0.03
				八丈	41	0.01
神奈川県 ┆ 沖縄県	(略)					

(注1) (略)

(注2) チャンネル番号35の周波数を使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。

(注3)～(注6) (略)

第6、第7 (略)

(注1) (略)

(注2) 周波数(チャンネル番号)の変更に際しては、当該変更前の放送区域と同等の放送区域を確保することとし、チャンネル番号17及び35の周波数を使用して同時に同一番組を放送する場合の空中線電力は1.2kWを最大とし、チャンネル番号35の周波数のみを使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。

(注3)～(注6) (略)

第6、第7 (略)